

「京都府内産木材の利用等の促進に関する条例（仮称）」について

〔条例制定に当たっての基本的な考え方〕

◆京都府における木材

- 京都府内の森林から産出される樹木や木材は、^{いにしえ}古より、家屋や神社仏閣等の建築をはじめ、伝統工芸や生活用品等の資材に幅広く利用されることで、私たちの暮らしや木の文化に大きく寄与するとともに、府内各地域において、木の文化をはじめとする特徴ある文化や産業が発展することで、森林には、常に人の手が入り、美しい自然景観の形成に大きな役割を果たしてきました。

◆今、必要なことは

- しかしながら、近年の都市化の進展は、これまで木の文化に根ざしてきた私たちの生活や産業に大きな影響を与え、併せて、外国産木材の輸入の拡大等により、木の文化と森林を支えてきた府内産木材の利用量は、大幅に減少してきました。最近では、関係者の努力により、府内産木材の利用量は増加しつつあるとはいえ、府内の木材需要に比べ得る府内産木材の供給がなされているとはいえない状況にあります。
- こうした中、私たちは、今一度先人が育んできた木の文化を見つめ直し、府内産木材の新たな需要の開拓を図るなど、その利用を促進することで、木の文化とこれを支える林業・木材産業等を持続的に発展させることにより、森林の公益的機能を将来にわたって発揮させ、府民共通の貴重な財産として森林を次代の府民に引き継いでいく必要があります。

◆今、なぜ条例が必要なのか

- このような考えに基づき、私たちが京都の木や森を利用することの意義を共有するとともに、それぞれの日常生活や事業活動における府内産木材の利用等を総合的に促進することで、林業・木材産業等の更なる発展、地域の活性化、森林の公益的機能の継続的な発揮、木の文化の継承及び快適で癒やしをもたらす府民生活の実現につなげるため、この条例を制定したいと考えています。

※ この基本的な考え方については、前文として条例に定めることとしています。

〔条例の性格〕

この条例では、上記の基本的な考え方に基づき、京都府内から産出される木材の利用等が、府内の林業、木材産業等の発展や災害防止、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の発揮などにつながることから、府内産木材を利用する意義を府民の皆様幅広く理解をいただき、御協力をお願いするとともに、府内産木材の利用等を促進する施策を実施することで、地域の活性化や府民生活の向上を目指すものです。

〔条例制定に向けた検討経過〕

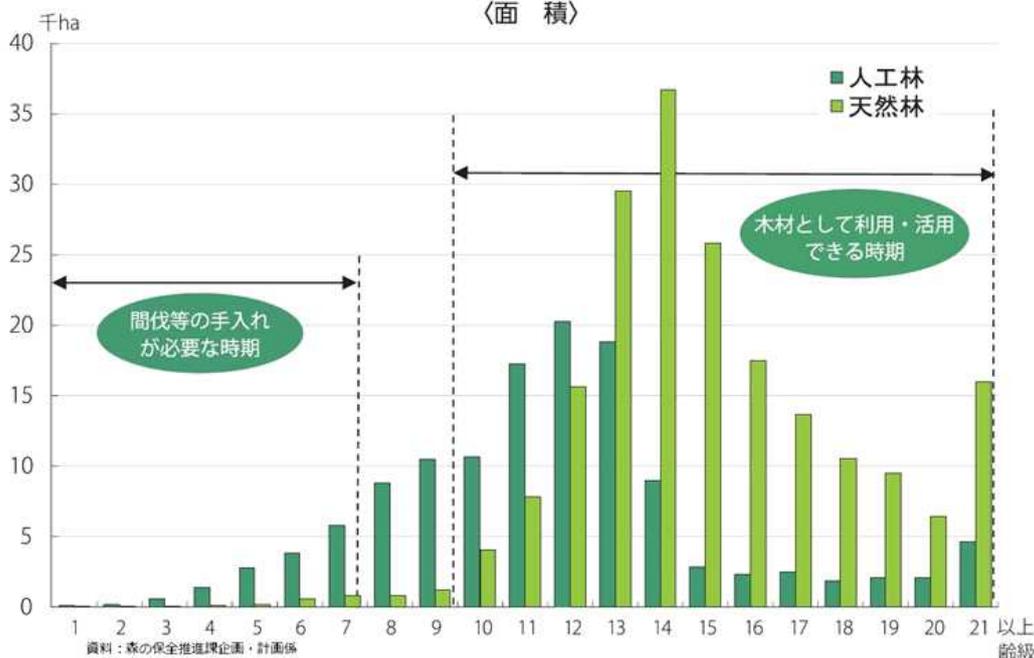
- 京都府議会では、議員提案による政策条例を立案検討するための組織として政策調整会議を設置しています。
- この条例の中間案につきましては、同会議による計16回の検討や関係者の皆様との意見交換会を通じて取りまとめたものです。

第1回	R3. 3. 4	関係法令の状況、今後の検討スケジュール等を確認
第2回	3. 17	現状確認。立法上の論点を協議
第3回	6. 17	令和2年度の議論、条例制定趣旨の確認
第4回	6. 25	農林水産部からの意見聴取
第5回	7. 1	関係事業者等への意見聴取の実施について協議
第6回	7. 16	条例骨子について協議
第7回	7. 30	木材関係事業者等からの意見聴取
第8回	8. 4	建設交通部からの意見聴取
第9回	8. 18	意見聴取の結果の取りまとめ
第10回	9. 15	条例の素案の確認
第11回	9. 27	条例の素案の協議
第12回	10. 11	府民環境部からの意見聴取
第13回	11. 10	条例素案の論点を協議
第14回	11. 24	条例素案の論点を協議
第15回	11. 29	条例素案の論点を協議
第16回	12. 13	中間案について協議

今回、皆様から御意見・御提案をお寄せいただき、それらを参考にしながら条例案を策定し、できる限り速やかに条例を制定することとしています。

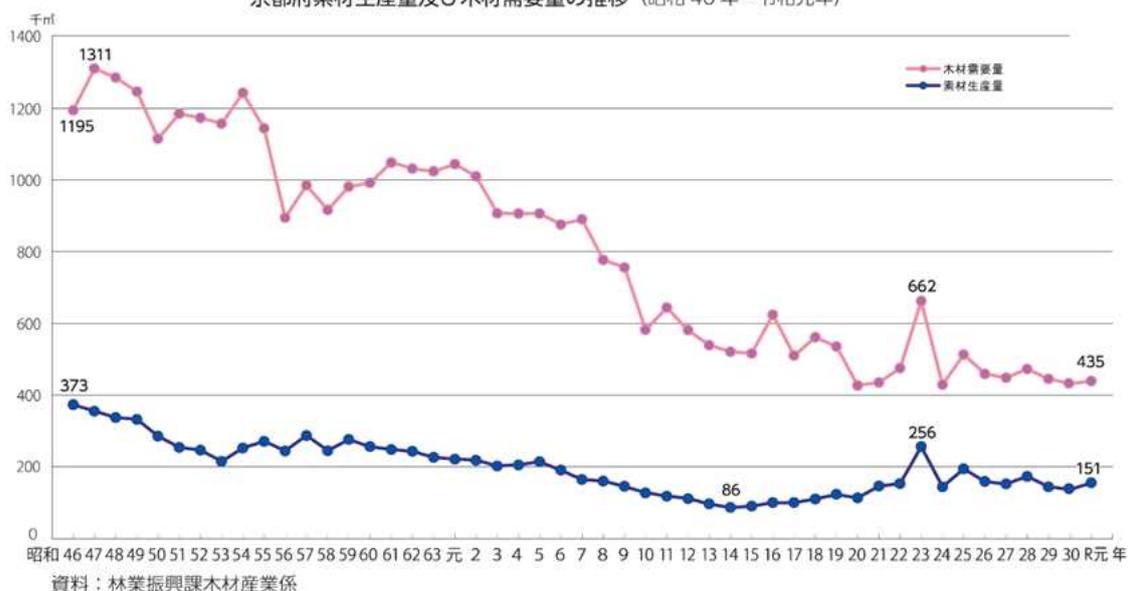
京都府の木材利用等の現状

民有林齢級別構成（令和2年4月1日現在）
〈面積〉

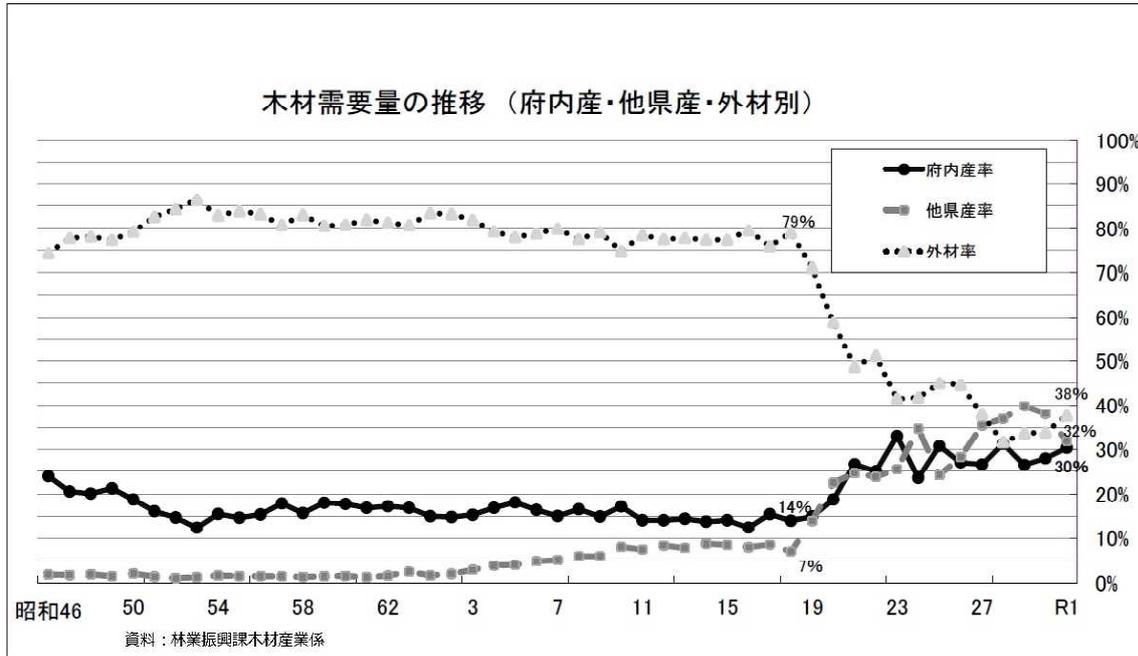


- 民間林の齢級別構成は、人工林では、10～13年齢級（46～65年生）に集中しており、10年齢級（46年生）以上の利用期に達した面積は74%で、10年後には89%に及びます。
- 森林の木材生産機能や公益的機能等を持続的に発揮されるために、これらの成熟した森林資源を伐採し、利用した上で、跡地に再造林を行い、年齢構成の平準化を進めていくことが課題となっています。

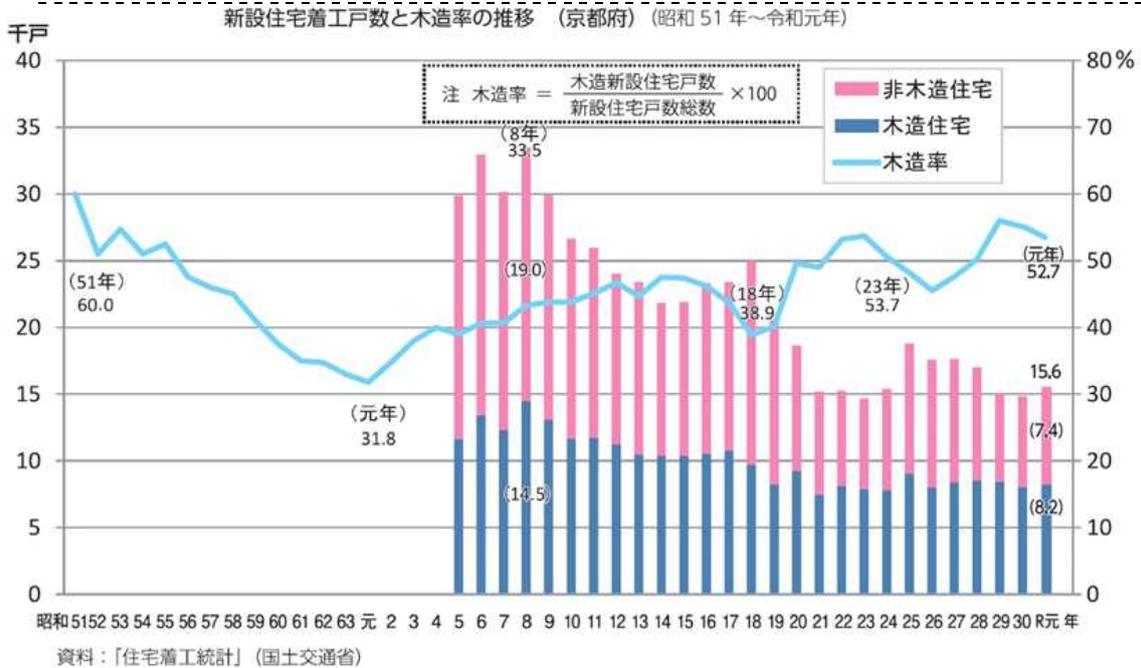
京都府素材生産量及び木材需要量の推移（昭和46年～令和元年）



- 府内の素材生産量は年々減少していましたが、平成14年以降持ち直し、令和元年の素材生産量は151,000m³となっています。



●府内産材率は平成18年以降増加し、令和元年は約2倍の30%となっています。



●木材の最大の需要先である新設住宅の着工状況は、平成8年以降減少傾向であり、令和元年の京都府の新設戸数は約16,000戸となっています。そのうち木造住宅は約8,240戸で、木造率は53%となっています。

●標準的な木造住宅（2階建て総面積120㎡）の木材使用量は約23㎡といわれており、令和元年の府内の新築住宅で約190,000㎡の木材が使用された計算になります。

〔条例案の構成〕

第1章 総則

- 第1 目的
- 第2 定義
- 第3 基本理念
- 第4 府の責務
- 第5 府民等の役割
- 第6 森林資源関連事業者の役割

第2章 府内産木材の利用の促進に関する施策

- 第7 府の公共建築物等の府内産木材による木造化等
- 第8 住宅、商業・観光施設、福祉施設等への府内産木材の利用の促進
- 第9 木造建築物の設計及び施工に係る人材の確保及び育成
- 第10 府内産木材の安定供給の促進等
- 第11 調査研究等
- 第12 相談体制の整備等

第3章 その他森林資源の活用に関する施策

- 第13 未利用間伐材等の有効活用
- 第14 特用林産物の振興

第4章 推進体制等

- 第15 府民会議
- 第16 普及啓発
- 第17 顕彰
- 第18 財政上の措置
- 第19 雑則

附則

- 1 施行期日
- 2 適用関係